

令和6年度補正予算 説明資料

◎ 歳出の部

1. 事務費 340,000 円

①通帳保険金 158,000 円

本協議会名義の通帳は、富田林市会計管理者が管理する金庫で保管しています。富田林市会計管理者においては、金庫内に保管する公金等について、保管中及び輸送中の偶発的な事故（主に盗難・滅失）による損害を補償するための保険契約を締結しており、当通帳もその補償の範囲に含まれています。

当該保険契約の保険金額は、金庫内の各通帳残高の合計額により決定されるところ、当通帳が補償の範囲に含まれることで保険金額が大幅に増額となり、当初想定以上の費用がかかったことにより増額するものです。

（今年度保険金額）220,180 円－（当初保険金額）62,910 円＝157,270 円

②印紙代 182,000 円

金剛ふるさとバスの各運行事業者（近鉄バス株式会社、南海バス株式会社、河南町、千早赤阪村）との協定書に貼付する印紙について、当初予算では概算により算定していましたが、金額が確定したため、差額分について増額するものです。

（今年度印紙代）282,000 円－（当初印紙代）100,000 円＝182,000 円

2. 事業費 △340,000 円

上記事務費の増額に伴い、事業費の一部を事務費に充当するため、減額するものです。

◎ 債務負担行為補正

地域公共交通活性化協議会負担金 297,540,000 円

※債務負担行為とは

協議会財務規程に基づき、単一年度で完結するものと規定されている協議会の予算について、1つの事業や事務が単年度で終了せず後の年度においても「負担＝支出」をしなければならない場合において、あらかじめ後の年度の債務を約束することを予算で決めておくことをいいます。

この債務負担行為補正により、次年度予算の内容を前年度予算において審議することができるため、令和5年度末に行ったような、4市町村の議会での予算議決後に協議会の予算を書面により審議する必要がなくなります。また、次年度の契約行為等を前もって行うことができるため、事務の効率化にもつながります。

以上